

令和7年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

提出期限

令和7年1月31日（金）

期限間近の提出は大変混み合いますので、令和7年1月20日（月）までの申告にご協力をお願いします。

お知らせ（必ず読んでください）

- 表紙を1枚めくると、申告書の記入方法の説明があります。
- 前橋市役所資産税課窓口での提出のほか、電子申告又は郵送での提出が可能です。
- 申告書（控）の返送を希望する場合は、返送用封筒を用意してください。
郵送で申告書を提出する場合で、收受日付印のある申告書（控）が必要なときは、返送先を記載した封筒に切手を貼り、一緒に提出してください。收受日付印のある申告書（控）が不要なときは、申告書（控）及び返送用封筒の提出は不要です。
- この申告は、確定申告とは別の申告です。
- 支所・市民サービスセンターでは、償却資産申告書の提出はできません。
- 所有している資産の状況に前年から変更が無い場合でも、申告書は必ず提出してください。

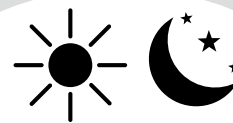
eLTAX（エルタックス）による電子申告がおすすめです！



パソコンから申告！
来庁不要！



電子申告なら、
郵送費が無料！



8時30分から24時まで
利用可能！※平日のみ

- 利用方法は、eLTAXホームページ・eLTAXヘルプデスクで確認してください。

eLTAXは、無料で利用することができます。

eLTAXホームページ <<https://www.eltax.lta.go.jp/>>

eLTAXヘルプデスク <0570-081459 受付時間：平日9時～17時まで>



提出先及び問い合わせ先

提出先 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 資産税課（2階32番窓口）
問い合わせ先 027-898-5854（直通）

→ 郵送の場合、切り取って宛名ラベルとして利用できます。

371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 資産税課 償却資産係 行

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（3ページを参照）についても課税されます。償却資産を所有している方（個人及び法人）は、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有している償却資産をその年の1月31日までに申告する必要があります（地方税法第383条）。つきましては、この手引を確認の上、必ず期限内に提出するようお願いいたします。申告書が提出されない場合、過去の申告内容などを基に償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。

なお、申告書提出後、申告漏れや申告誤り等が判明した場合は、修正申告が必要です。修正申告の方法については、本手引の表紙に記載してある問い合わせ先に連絡し、相談してください。

目次

1. 記入方法について	1 ページ
2. 償却資産について	3 ページ
3. 個人番号（マイナンバー）について	4 ページ
4. 償却資産の申告について	5 ページ
5. 償却資産の課税対象について	7 ページ
6. 非課税となる資産について	11 ページ
7. 課税標準の特例について	11 ページ
8. 税額の算出について	12 ページ
9. 耐用年数表について	13 ページ
10. 申告が不要な資産について	14 ページ

前橋市役所ホームページのご案内

前橋市 償却資産

▶▶▶▶ 「償却資産は申告が必要です」
こちらから申告書様式をダウンロードできます。

検索



前橋市 償却資産 Q&A

▶▶▶▶ 「償却資産Q & A」
償却資産に関するQ & Aを掲載しています。また、申告書の書き方等も細かく掲載しています。掲載以外の内容で疑問点等があれば、問い合わせてください。

検索



前橋市 償却資産 特例措置

▶▶▶▶ 「課税標準の特例の適用により、固定資産税が軽減される償却資産について」
固定資産税（償却資産）の特例軽減について、その一部を掲載しています。

検索



前橋市 償却資産 非課税

▶▶▶▶ 「固定資産税が非課税となる資産について」
固定資産税（償却資産）の非課税に該当する資産について、その一部を掲載しています。

検索



1. 記入方法について

(1) 申告書の記入方法

所有者が法人の場合は、法人の登記上の所在地が印字されています。修正がある場合は、正しい住所を余白に記入してください。

申告する年度を記入してください。

法人の場合は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。屋号がある場合は余白に屋号を記入してください。相続等で所有者が変更になった場合は新しい名義を記入してください。

3 個人番号又は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は左側を1文字空けて記入してください。

4 事業内容を記入してください。また、0内に資本金額を記入してください。

5 前橋市内にて事業を開始した年月を記入してください。

6 申告書作成にあたって、応答していただける方の氏名、電話番号を記入してください。

7 償却資産の申告書の作成にあたって、税理士等が関与している場合に記入してください。

資産の所在地が「1 住所」と同じ場合は記入の必要はありません。資産所在地が3つを超える場合は、別用紙(様式自由)に記入して添付してください。

8から14までは、それぞれ該当する方を○で囲んでください。

令和 7 年 1 月 14 日 令和 7 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印 前橋市長 小川 晶 様

*所有者コード

0	5	6	7	8	9	3	4								
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

1 (ふりがな) 住所 千 371-0000
(又は郵便送付先) 群馬県前橋市〇町一丁目〇番地〇 (電話 027-000-0000)

2 (ふりがな) 氏名 赤城山 株式会社
(法人にあつては 代表取締役の氏名) 代表取締役 赤城山 太郎 (屋号 レッドガーデン)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本金等の額) 食品加工 (300 百万)

5 事業開始年月 R2 年 10 月

6 この申告に必要とする者の氏名及び氏名 赤城山 陽子 (電話 027-000-0000)

7 税理士等の氏名 税理士 太郎 (電話 027-000-0000)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮償却 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法(定額法)

14 青色申告 有・無

資産の種類	前年取得したもの(イ)			前年中に減少したもの(ロ)			前年中に取得したもの(ハ)			計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)			
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円	
1 構築物		2	000		500	000					1	500	000
2 機械及び装置		4	500		1	000		2	000		5	500	000
3 船舶													
4 航空機													
5 車両及び運搬具													
6 工具、器具及び備品		1	000					1	500		2	500	000
7 合計		7	500		1	500		3	500		9	500	000

15 ① 千代田町1-1-1
市区町村内における事業所等資産の所在地

16 借入資産(有・無) ○×リース(株)

17 事業用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考(添付書類等) 該当する番号に○をつけてください

① 資産の増減あり 2 資産の増減なし
3 該当資産なし 4 修正あり(耐用年数等)
5 閉鎖・廃業・解散・転出等(年 月 日)
6 住所変更(旧住所)
7 名称変更(旧名称)
8 非課税該当資産あり(適用条項)
9 特別償却資産あり(適用条項)

この欄については、電算処理方式により申告する方以外は記入不要です。

既に申告してある償却資産の種類ごとの合計額が印字されています。

(イ)に含まれる償却資産のうち前年中に減少した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。

前年中に取得した償却資産と、前年より前に取得して申告漏れとなっていた償却資産の合計額を資産の種類別に記入してください。

(イ)-(ロ)+(ハ)の種類ごとの合計額を記入してください。

償却資産の所在する家屋が自己所有家屋か、借りている家屋か該当するものに○で囲んでください。

リース資産がある場合は記入してください。ただし、家屋・自動車は含みません。

種類別明細書の取得価額の合計を資産の種類ごとに記入してください。

該当事由を○で囲み、必要事項を記入してください。

(2) 明細書の記入方法

次の区分に従って数字を記入してください。
 1-構築物、建物附属設備
 2-機械及び装置
 3-船舶
 4-航空機
 5-車両及び運搬具
 6-工具、器具及び備品

資産を取得した年月を記入してください。1月1日取得の場合は摘要欄に「1月1日取得」と記入してください。

資産の取得価額を記入してください。取得価額には、償却資産を取得するために支出した金額が含まれます(引取運賃、荷役費、運送(郵送料など)、消費税を税込処理している場合は税込価額を、税込処理をしていない場合は税抜価額を取得価額として申告してください)。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び別表第4を除く)に掲げる法定耐用年数を記入してください。

申告する年度を記入してください。

新たに取得した資産の名称、品名等を記入してください。

資産の個数、台数を記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	第二十六号様式別表一(提出用)	
											増加事由	摘要
01	1	舗装路面	1	R 6 3	2,000,000	10					1-2 3-4	1 提出用
02	1	コンクリート塀	1	R 6 4	600,000	15					1-2 3-4	1 提出用
03	1	変電設備	1	R 6 4	400,000	15					1-2 3-4	1 提出用
04	2	加工機器	1	R 6 4	550,000	10					1-2 3-4	1 提出用
05	2	ベルトコンベア	1	R 6 4	450,000	10					1-2 3-4	1 提出用
06	2	太陽発電設備(AB12345C67)	1	R 6 4	3,000,000	14					1-2 3-4	1 提出用
07	6	応接セット	2	H 25 8	500,000	5					1-2 3-4	1 提出用
08	6	パソコン	3	R 6 5	400,000	4					1-2 3-4	1 提出用
09	6	空機用ドローン	1	R 7 1	200,000	5					1-2 3-4	1 提出用
小計											8,100,000	

この欄については、電算処理方式により申告する方以外は記入不要です。

ページ内の取得価額の合計額を記入してください。明細書が複数に及ぶ場合は最終ページに全ての資産の合計額を記入してください。

該当する増加事由の番号を○で囲んでください。
 1-新品取得
 2-中古取得
 3-移動による受入れ
 4-その他

次のようなことを記入してください。
 (ア) 地方税法上、課税標準の特例がある資産について、その適用条件を記入(例:法第349条の3第1項)。
 (イ) 短縮耐用年数を適用した資産についてはその旨を記入。
 (ウ) 増加償却を行った資産がある場合はその旨を記入。
 (エ) 市外の支店等からの移動により増加した資産についてはその旨を記入。
 (オ) 1月1日に取得した資産についてはその旨を記入。

資産の減少があった場合

- 令和7年1月1日現在所有する資産を確認し、同日までに減少した資産について、二本線を引いてください。
- 摘要欄に減少した年月、原因(例:廃棄、売却、他の市町村に移動など)を記入してください。

申告した内容を修正する場合

- 誤りのあった内容については、二本線を引き、上に正しい内容を記入してください。
- 摘要欄に修正の理由等を記入してください。

令和 7 年度

所有者コード 05678934

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名 赤城山 株式会社

資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	第二十六号様式別表一(提出用)	
											増加事由	摘要
01	1	舗装路面	1	H 28 3	2,000,000	10				356,814	1-2 3-4	1-2 R2年9月 廃棄
02	2	フェンス	1	H 20 4	600,000	10				107,073	1-2 3-4	1-2 H21 10 ※1 申告誤り
03	1	変電設備	1	H 31 2	400,000	15				201,382	1-2 3-4	1-2 3-4
04	2	加工機器	1	H 17 2	550,000	12				27,500	1-2 3-4	1-2 3-4
05	6	パソコン	2	H 31 2	450,000	4				35,059	1-2 3-4	1-2 3-4
06											1-2 3-4	1-2 3-4
07											1-2 3-4	1-2 3-4
08											1-2 3-4	1-2 3-4
09											1-2 3-4	1-2 3-4
小計												

この欄については、電算処理方式により申告する方以外は記入不要です。電算処理方式の方は、課税標準額が変わる場合には額を修正してください。

前年に申告された資産については、明細書に令和7年度課税標準額を記載してあります。税額の参考にしてください。

※1
耐用年数省令改正の適用になる資産については、摘要欄に二段書で表示してあります。表示と異なる耐用年数を使用する場合は修正してください。
 例: H21年度(上段)から耐用年数が10年(下段)に変更。変更年度から変更後の耐用年数の残存率で課税標準額を計算しています。

(3) その他の書き方について

本手引に掲載されている記入例の他に、前橋市ホームページ「償却資産Q&A」の「Q. 申告書の書き方が知りたい。」に記入例を掲載していますので、参照してください。

前橋市 償却資産 Q&A

検索

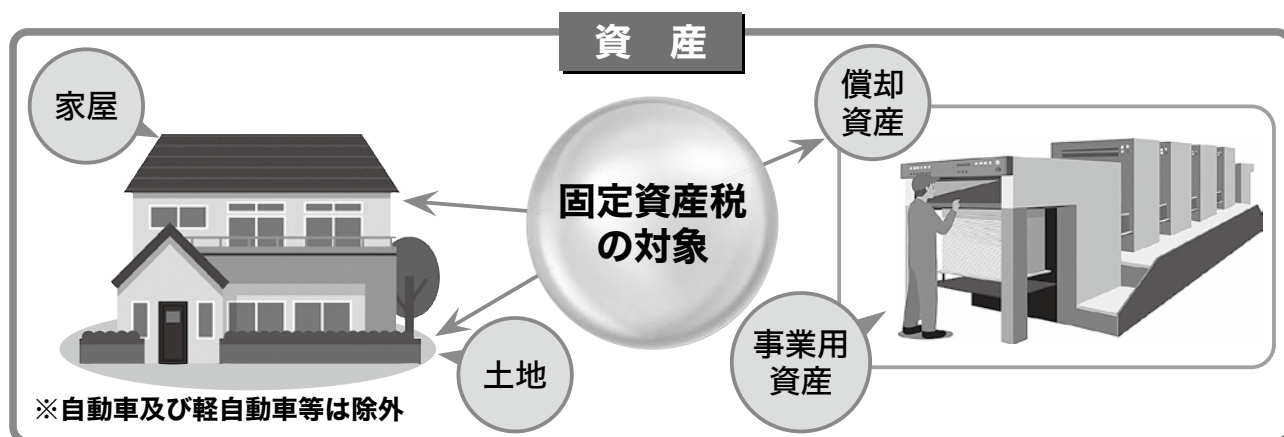


2. 償却資産について

(1) 償却資産とは

工場や商店、農業等を営んでいる方、賃貸ビル等を借り受けて事業をしている方（テナント）、アパートや駐車場等を貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、建物附属設備、機械、工具、器具及び備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。下表「資産の種類と主な償却資産」の例示を参照してください。

なお、鉱業権・特許権・営業権・ソフトウェアなど無形固定資産及び自動車税、軽自動車税の課税対象である自動車、軽自動車、小型特殊自動車等は除きます。



(2) 資産の種類と主な償却資産

申告対象となる資産の例を下表に示します。

資産の種類		主な資産の例示
1	構築物	広告塔、駐車設備、門、塀、庭園、緑化設備、舗装路面、ビニールハウス等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備等 ※家屋と償却資産の区分については9ページを参照してください。
2	機械及び装置	太陽光発電設備、立体駐車場機械装置、土木建設用機器（パワーショベル等）、各種製造設備の機械及び装置等
3	船	ボート、はしけ、釣船、クルーザー等
4	航空機	ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8mをひとつでも超えるもの。登録車は分類番号が9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZのもの等）、各種運搬車、農耕用車輛（最高速度35km/時以上のもの）等。自動車税又は軽自動車税の課税対象のものは除く ※償却資産申告対象となるかは10ページを参照してください。
6	工具、器具及び備品	事務用機器（パソコン、複合機等）、医療用機器、歯科診療ユニット、理容・美容機器、看板、ネオンサイン、厨房機器・用品、応接セット、陳列ケース、ガス機器（給湯器等）、映像音響機器（テレビ等）、放送機器、室内装飾品、レジスター、遊戯器具、自動販売機、各種工具、観賞用・興行用の生物、金庫、ドローン等

(3) 業種別の主な償却資産

業種別の主な資産の例を下表に示します。

業種共通の対象となる主な償却資産の例示	
駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、太陽光発電設備など	
業 種	対象となる主な償却資産の例示
飲食店	厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、室内装飾品など
医院、歯科医院、施術所	ベッド、消毒設備、滅菌器、各種医療機器、各種事務機器、待合室用椅子など
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器など
ホテル・旅館業	調光設備、放送設備（配線、配管は除く）、厨房設備、ベッド、冷蔵庫、など
パチンコ、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、店内放送設備、防犯監視設備など
農業	ビニールハウス、農業用機械設備、農業用器具など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベルなど
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、独立キャノピーなど
駐車場事業	柵、電気設備、駐車装置、駐車場料金精算機など

3. 個人番号（マイナンバー）について

本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）

申告書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合は、本人確認書類が必要です。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

- マイナンバーカードをお持ちの方は、

▶▶▶▶ 番号確認と身元確認がマイナンバーカード1枚でできます。



- マイナンバーカードをお持ちでない方は、

番号確認書類

- ・通知カード（※）
- ・住民票（マイナンバーの記載があるもの）
などのうち、いずれか1点



身元確認書類

- ・前橋市から送付した償却資産申告書
- ・運転免許証 ・パスポート ・被保険者証
などのうち、いずれか1点

- 本人の代理人（税理士）が提出する場合は、

代理権の確認

- ・税務代理権限証書



代理人の身元確認

- ・税理士証票



本人の個人番号確認

- ・マイナンバーカード
又はその写し

※ 記載の氏名、住所に変更がある場合は、個人番号確認書類としては使用できません。

郵送で提出する場合、税務代理権限証書は原本を、その他の書類は写しを同封してください。

電子申告する場合、電子証明書等により確認するため、上記資料の添付は不要です。

4. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

前橋市内で工場や商店、農業等を営んでいる方、賃貸ビル等を借り受けて事業をしている方（テナント）、アパートや駐車場を貸し付けている方等事業用の償却資産を所有している方、又は前橋市内の事業所等に償却資産をリースしている方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

(2) 提出書類

申告状況		提出書類・様式		
		償却資産申告書 第26号様式	種類別明細書	
			別表1 増加資産・ 全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告する方	○	○	
	増加・減少の資産がある方	○	○	○(※)
	前年度と変更がない方	○		
	廃業・解散・転出等で市内に資産がなくなった方	○		○(※)
自社式の電算により申告書を作成し提出する方		○	○	○
電子申告（eLTAX）により申告する方		○	○	○

- ※ 前橋市から送付した申告書により申告する場合は、減少資産用の種類別明細書の提出は不要です。送付した種類別明細書に印字されている資産から、減少資産を削除して提出してください（2ページ参照）。
- 特例や非課税該当資産がある場合は、提出書類に加え、特例又は非課税の該当資産であると確認できる書類を添付してください。添付書類が不明な場合は償却資産係へ相談してください。
 - 特別な償却方法を採用されている際は、添付書類が必要です。詳細は6ページ「(4) 国税との取り扱いの違い」を確認してください。
 - 精算中の事業者で、清算業務に使用している資産は申告が必要です。精算業務用の資産がある場合は申告してください。

(3) 申告書・明細書が別途必要な場合

新しく取得した資産について手書きではなくパソコンで入力したい、記入を誤ってしまった、過去の申告を修正したいなどの理由で申告書・明細書が別途必要な場合、前橋市のホームページから申告書様式をダウンロードできますので活用してください。

前橋市 償却資産

検索



▶▶▶▶ 「償却資産は申告が必要です」

こちらから申告書様式をダウンロードできます。

(4) 国税との取り扱いの違い

償却資産の申告については国税の取り扱いと異なる部分がありますので、注意してください。

固定資産税の取り扱い	項目	国税の取り扱い
暦年（賦課期日制度）	償却計算の期間	事業年度
旧定率法 （鉱業用坑道の評価を除く）	減価償却の方法	一般の資産は定率法・ 旧定率法又は定額法・ 旧定額法の選択制度
半年償却（1/2） 認められない	前年中の新規取得資産 圧縮記帳の制度	月割償却 認められる
認められない	特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められる
認められる	増加償却（所得税・法人税）	認められる
取得価額の100分の5 区分評価 （改良を加えられた資産と改良費 を区分して評価する）	評価額の最低限度 改良費	1円（備忘価格） 原則として区分評価
認められない	中小企業者等の少額減価償却資産 の取得価額の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められる

操業時間の超過により増加償却を行っている場合は、評価上控除額の加算を行いますので、税務署長に提出した「増加償却の届出書」の写しを申告書と一緒に提出してください。また、陳腐化資産について国税局長の承認を受けた場合は、「短縮耐用年数承認書」の写しを申告書と一緒に提出してください。

(5) リース資産

リース資産については、契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、資産を借りて事業をしている方が申告する場合があります。詳しくは、下表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンスリース等）	× （申告不要）	○ （資産の貸出先の市町村へ申告）
売買にあたるようなリース資産※	○ （自己の資産として申告）	× （申告不要）

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンスリースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、若しくは無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件の取引です。

(6) 実地調査と過年度遡及

■ 実地調査

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。その際は、帳簿書類等の提出依頼や現地に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。調査に伴い申告漏れ等が判明した場合は、遡及課税となることもあります。

■ 遡及課税

申告漏れや申告誤りがあった場合は、地方税法第17条の5及び同法第368条第1項の規定に基づき、最大で過去5年度分（偽りその他不正行為により税額を免れた場合は7年度分）遡って課税します。

5. 償却資産の課税対象について

(1) 課税対象となる資産

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地や家屋以外で事業の用に供することができる有形減価償却資産です。

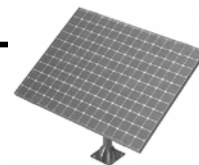
- (1) 税務会計上減価償却の対象となる資産（法人税又は所得税を課されないものが所有する資産を含む）。
- (2) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産（ただし、10万円未満であっても税務会計上固定資産として計上しているものは対象）。
- (3) 1月1日現在において事業の用に供することができる次のような資産。
 - ア 決算期以降に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
 - イ 建設仮勘定で経理されているが、その一部が完成し使用されている資産
 - ウ 一時的に遊休している資産又は未稼働の資産
 - エ 帳簿に記録されていない簿外資産及び既に減価償却が終わっている償却済資産
 - オ 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却が可能な資産
- (4) 清算中の法人が所有する資産で、清算業務の用に供しているもの及び他に貸しているもの。
- (5) 資本的支出としての改良費（1個の償却資産とし、本体部分と分離して申告してください）。
- (6) 大型特殊自動車（トラックショベル、ブルドーザー、クレーン車等）で分類番号が0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ、9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZの番号のもの。また、標札プレートの番号登録をしていないもの。



- (7) 資産の所有者が他の者に貸し付け、その貸付先で事業の用に供されている資産（ただし、その所有者が資産の貸付けを業としている場合は、貸し付けられた資産が貸付先で事業の用に供されているか否かに関わらず、申告が必要）。
- (8) 賃貸ビル等を借り受けて事業をしている賃借人（テナント）が取り付け付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産（特定附帯設備）。この場合は、賃借人（テナント）の償却資産として申告が必要（地方税法第343条第10項・前橋市市税条例第55条第8項）（9ページを参照）。
- (9) 租税特別措置法の30万円未満損金算入の特例適用資産。
- (10) 家屋の所有者がその家屋に施した建物附属設備のうち、償却資産に該当するもの。具体的には、次に掲げるもの。
 - ア 特定の生産又は業務の用に供しているもの
→ 工場等の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備及び工場の空調設備等
 - イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
→ 発・変電設備、中央監視制御装置、蓄電池設備、電話交換機、ネオンサイン、スポットライト等
 - ウ 顧客に対するサービス設備としての性格の強いもの
→ ホテル・病院等における厨房設備、洗濯設備等

(2) 太陽光発電設備

太陽光発電設備について、以下の課税対象に該当する場合は、申告が必要です。



	全量売電	余剰売電	自家消費型
法人	課税対象	課税対象	課税対象
個人（事業用）	課税対象	課税対象	課税対象
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外※	課税対象外

※個人（住宅用）の余剰売電であっても、発電出力が10kW以上のものは課税対象です。

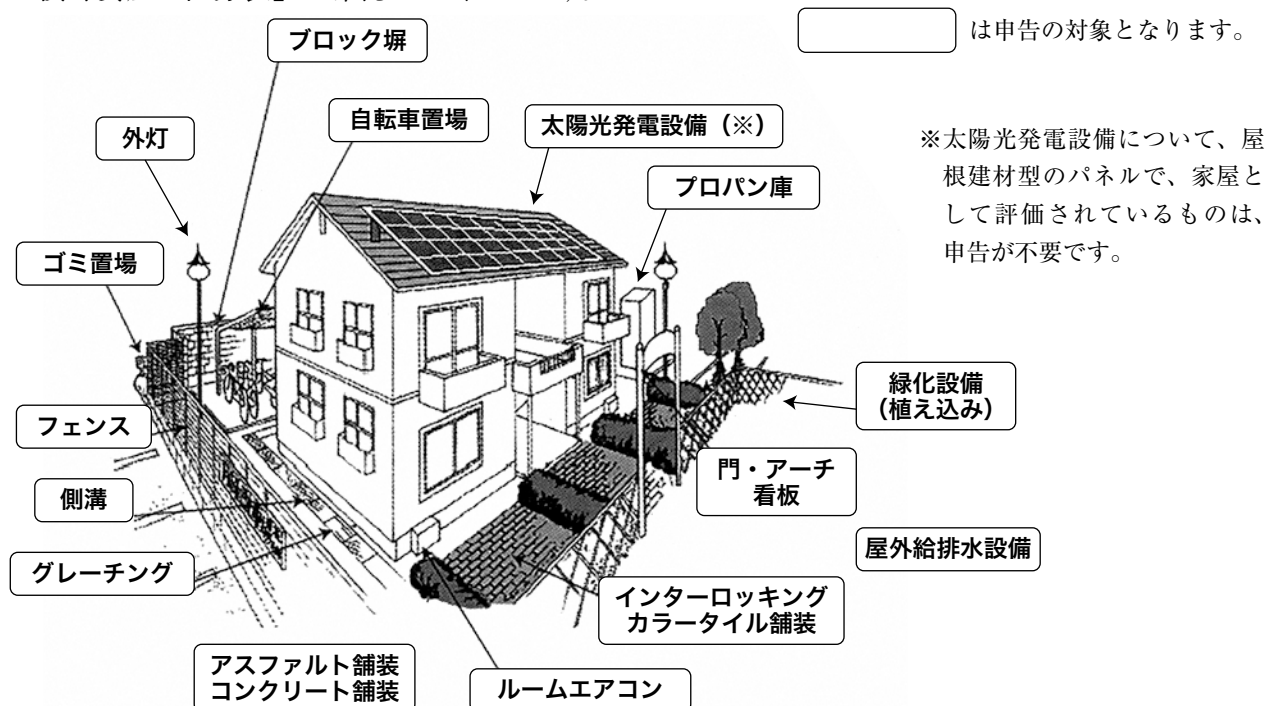
(3) 課税対象とならない資産

以下の資産については固定資産税の課税対象となりませんので、申告が不要です。

- (1) 商品、貯蔵品等の棚卸資産。
- (2) 家屋、建物附属設備のうち家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。
- (3) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。
- (4) 絵画、骨董品等の美術品や芸術品で、減価償却していないもの。
- (5) 無形固定資産（鉱業権、営業権、特許権、電話加入権、ソフトウェア等）。
- (6) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、一時に損金算入したもの若しくは取得価額20万円未満の資産を3年間で一括償却したもの。

(4) 家屋と償却資産の区分

事業用家屋（店舗、アパート等）の所有者がその家屋に施した建物附属設備には、家屋として評価するものと償却資産として評価するものがあり、償却資産に該当するものについては申告が必要です。税務署に提出する所得税青色申告決算書等の「減価償却費の計算」欄で資産を確認し、償却資産申告書を作成してください（家屋と償却資産の区分については、下図及び9ページの「家屋と償却資産の区分表」を確認してください）。



(5) 家屋と償却資産の区分表

■ 主な設備等の例

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	外装・内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○				
電気設備	受変電設備	設備一式		◎			
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎			
	中央監視設備	設備一式		◎			
	電灯コンセント設備	屋外設備一式			◎		
		屋内設備一式		○			
	照明器具設備						
	電力引込設備	引込工事		◎			
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		
		上記以外の設備		○			
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		
		配管・配線、端子盤等		○			
	LAN設備	設備一式			◎		
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		
		配管・配線等		○			
監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎			
	配管・配線等		○				
避雷設備	設備一式		○				
火災報知設備	設備一式		○				
ナースコール設備	設備一式		○				
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎			
		屋内設備(配管、受水槽、ポンプ等) 高架水槽	○				
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央給湯設備		○			
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		
屋内の配管等			○				
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○				
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎			
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○				
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎			
		上記以外の設備		○			
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		
上記以外の設備			○				
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎			
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等		○			
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		
上記以外の設備			○				
外構工事	外構工事	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎			
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎			

◎賃借人(テナント)の負担で取り付けた資産は申し出により全て償却資産として賃借人(テナント)が申告してください。

◎：申告が必要です。 ○：家屋に含まれるため、申告が不要です。

(6) 大型特殊自動車及び小型特殊自動車

フォークリフトやトラクター、田植機等は特殊自動車に分類されます。特殊自動車には大型特殊自動車と小型特殊自動車があり、異なる税金がかかります。大型特殊自動車が固定資産税の課税対象です。

分類	対象となる税金
大型特殊自動車	固定資産税（償却資産）
小型特殊自動車	軽自動車税

- ▶▶▶▶ **小型特殊自動車に該当する乗用型のトラクター、田植機、コンバイン等は、軽自動車税の課税対象であるため申告が不要ですが、誤って申告している事例が多いため、注意してください。**
- ▶▶▶▶ **大型特殊自動車については申告が必要ですが、自動車、軽自動車、小型特殊自動車等については自動車税、軽自動車税の課税対象ですので、申告が不要です。ナンバープレートの有無は関係ありません。**

小型特殊自動車は道路運送車両法施行規則別表第1に定められており、次のものが該当します。

農耕作業用（乗用のもの）	
農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	
農耕作業用の小型特殊自動車の規格	
長さ、幅、高さ	制限なし
最高速度	時速35キロメートル未満
排気量	制限なし

- ▶▶▶▶ **時速35キロメートル未満のトラクター、田植機等については、申告が不要です！**

その他のもの	
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ※林野作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ及び草刈作業車も含まれます。	
その他の小型特殊自動車の規格	
長さ	4.7メートル以下
幅	1.7メートル以下
高さ	2.8メートル以下
最高速度	時速15キロメートル以下
排気量	制限なし

- ▶▶▶▶ **以上の要件にすべて該当する場合は小型特殊自動車ですので、申告が不要です。ただし、1つでも該当しない場合は大型特殊自動車ですので、申告が必要です！**

6. 非課税となる資産について

■ 非課税に関する法令

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

■ 主な非課税の例

固定資産税（償却資産）の非課税に該当する資産について、その一部をホームページに掲載していますので確認してください。

前橋市 償却資産 非課税

検索



■ 申告方法


「固定資産税非課税申告書」を資産税課償却資産係へ請求の上、非課税の対象となる資産、設置されている場所、用途を記入し、償却資産申告書に添付してください。

7. 課税標準の特例について

■ 課税標準の特例に関する法令

地方税法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準額が軽減されます。

■ 主な課税標準の特例措置の例

資産の種類		適用条件 (法令から一部抜粋)	根拠規定		必要書類	軽減割合
			条	項		
公共の 危害防止 施設又は 設備	汚水又は廃液の処理施設	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの ※詳細は法令等を確認してください。	法附則 第15条	第2項 第1号	除害施設届出受理証等	2分の1 ※わがまち特例
	ごみ処理施設			第2項 第2号	一般廃棄物処理施設 設置許可証等	2分の1
	一般廃棄物最終処分場			第2項 第3号	一般廃棄物処理施設 設置許可証等	3分の1
	産業廃棄物処理施設			第2項 第4号	産業廃棄物処理施設 設置許可証等	3分の2
	公共下水道を使用する者 が設置した除害施設			第2項 第5号	除害施設計画確認申 請書等	5分の1 ※わがまち特例
先端設備	中小企業者等が認定先端 設備等導入計画に従って 取得をした先端設備。 詳細については前橋市役 所ホームページを 確認して ください。 	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得したもの。 かつ、認定先端設備等導入計画 に従って取得した先端設備等に 該当する「機械及び装置」、「工 具」、「器具及び備品」並びに「建 物附属設備」 ※詳細は法令等を確認してください。	法附則 第15条	第44項	先端設備等導入計 画に係る認定申請 書、認定書、先端設 備等に係る投資計画 に関する確認書 ※リース資産の場合、 賃上げ方針を表明し た場合はそれらに係 る書類も必要です。	基本 2分の1(3年間) 賃上げ方針の表明有 3分の2(4年間又は5年間)

課税標準の特例について、その一部をホームページに掲載していますので確認してください。

前橋市 償却資産 特例措置

検索



■ 申告方法

特例の対象であることが分かる資料を償却資産申告書に添付してください。

また、「償却資産申告書の種類別明細書」の該当資産摘要欄に「特例」又は「法第〇条」等、どの資産が特例の対象であるか分かるように記載してください（2ページ参照）。

8. 税額の算出について

(1) 評価額の算出方法

申告された資産を次の計算式により一件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。それらの合計額が決定価格となり、それを課税標準額として課税します。課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例による減額後の額が課税標準額となります。

$$\begin{aligned} \text{初年度 評価額} &= \text{取得価額} \times \left[1 - \frac{\text{減価率}(r)}{2} \right] \\ \text{次年度以降 評価額} &= \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}(r)) \end{aligned}$$

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却し、評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

■ 耐用年数に応ずる減価率表（評価基準別表第15）

耐用年数	減価率(r)	耐用年数	減価率(r)	耐用年数	減価率(r)	耐用年数	減価率(r)	耐用年数	減価率(r)
2年	0.684	14年	0.152	26年	0.085	38年	0.059	50年	0.045
3年	0.536	15年	0.142	27年	0.082	39年	0.057	51年	0.044
4年	0.438	16年	0.134	28年	0.079	40年	0.056	52年	0.043
5年	0.369	17年	0.127	29年	0.076	41年	0.055	53年	0.043
6年	0.319	18年	0.120	30年	0.074	42年	0.053	54年	0.042
7年	0.280	19年	0.114	31年	0.072	43年	0.052	55年	0.041
8年	0.250	20年	0.109	32年	0.069	44年	0.051	56年	0.040
9年	0.226	21年	0.104	33年	0.067	45年	0.050	57年	0.040
10年	0.206	22年	0.099	34年	0.066	46年	0.049	58年	0.039
11年	0.189	23年	0.095	35年	0.064	47年	0.048	59年	0.038
12年	0.175	24年	0.092	36年	0.062	48年	0.047	60年	0.038
13年	0.162	25年	0.088	37年	0.060	49年	0.046		

■ 閲覧

決定した価額を登録した償却資産課税台帳は、令和7年4月に予定している縦覧の期間中は無料で閲覧できます。詳しくは、毎年2月以降の「広報まえばし」に掲載します。

■ 証明書の発行

償却資産課税台帳は証明書として発行可能です。ホームページに請求方法を掲載しています。

前橋市 償却資産課税台帳

検索



(2) 税額の算出方法

- ・ 税率：1.4%
- ・ 税額：償却資産の課税標準額の合計×税率
- ・ 免税点（償却資産）：150万円

※課税標準額の合計が150万円未満の場合、償却資産分の固定資産税は課税されません。

（課税標準額の合計が150万円未満の場合でも、資産を所有していれば申告書の提出が必要です。）

9. 耐用年数表について

※下表は耐用年数表の一部です。詳細については、パソコン・スマートフォンで「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表）」と検索するなどして確認してください。

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数		
1 構築物	構築物	アスファルト路面	打ち込み井戸	10	野立看板（金属）	20		
		コンクリート路面、砂利道	工場緑化施設	15	//（その他）	10		
		金属製塀	庭園	10	農業用ハウス（鉄骨造）	14		
	建物附属設備	ブロック塀	プレハブ・仮設物置	7	//（その他）	8		
		受変電設備	屋外消火栓	8	アーケード・日よけ設備（金属）	15		
		可動間仕切り（簡易なもの）	屋外給排水設備	15	//（その他）	8		
		//（その他のもの）	荷役用昇降機	17	冷暖房設備	15		
2 機械及び装置	製業	食料品製造業用設備	臭素、よう素又は塩素若しくはほう素化合物製造設備	5	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6		
		飲料、煙草又は飼料製造業用設備	物製造設備	5				
		炭素繊維製造設備（黒鉛化炉）	塩化りん製造設備	4	その他の金属製品製造業用設備	10		
		その他の繊維工業用設備	活性炭製造設備	5				
		木材又は木製品製造業用設備	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	はん用機械器具製造業用設備	12		
		家具又は装備品製造業用設備	半導体用フォトレジスト製造設備	5	金属加工機械製造設備	9		
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	フラットパネル用カラーフィルタ	5	その他の生産用機械器具製造業用設備	12		
		デジタル印刷システム設備	偏光板又はフィルム製造設備	7	業務用機械器具製造業用設備	7		
		製本業用設備	その他の化学工業用設備	8	光ディスク製造設備	6		
		新聞業（モノ、写真又は通信）設備	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	プリント配線基板製造設備	6		
		その他の印刷業又は印刷関連業用設備	プラスチック製品製造業用設備	8	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5		
		表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	ゴム製品製造業用設備	9	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9		
			なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9	その他の電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	8		
			窯業又は土石製品製造業用設備	9	電気機械器具製造業用設備	7		
		核燃料物質加工設備	11	情報通信機械器具製造業用設備	8			
		その他の鉄鋼業用設備	7	その他の製造業用設備	9			
		その他の設備	14	輸送用機械器具製造業用設備	9			
	農業	農業用設備	7					
		建設業	掘さく設備	6	その他の鉱業、砕石業又は砂利採取業用設備	6	総合工事業用設備	6
			その他の石油又は天然ガス鉱業用設備	12				
		電気事業	電気事業用需要者用計器	15	その他の送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	22	鉄道又は軌道業用変電設備	15
			電気事業用柱上変圧器	18			主として金属製のその他の設備	17
			その他の電気事業用設備	8				
		水道ガス業	水道業用設備	18	ガス供給用鑄鉄製導管	22	その他のガス供給用設備	15
			熱供給業用設備	17	ガス供給用鑄鉄製導管以外の導管	13	主として金属製のガス供給用設備	17
			ガス製造用設備	10	ガス供給用需要者用計量器	13	その他のガス業用設備	8
		通信事業	通信用設備	9	自動改札装置	5	倉庫業用設備	12
放送業用設備			6	その他の鉄道業用設備	12			
映像、音声又は文字情報制作業用設備			8	道路貨物運送業用設備	12	運輸に附帯するサービス業用設備	10	
小売業		石油又は液化石油ガス卸売用設備	13	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	飲食料品卸売業用設備	10	
	その他の建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	8	主として金属製のもの	17	飲食料品小売業用設備	9		
サービス業	その他の生活関連サービス業用設備	6	その他の小売業用設備	8				
	映画館又は劇場用設備	11	教習用運転シュミレータ設備	5	計量証明業用設備	8		
	ボウリング場用設備	13	その他の教育業又は学習支援業用設備で主として金属製のもの	17	その他の技術サービス業用設備	14		
	その他の娯楽業用設備で主として金属製のもの	17	その他の教育業又は学習支援業用設備	8	宿泊業用設備	10		
	その他の娯楽業用設備	8	自動車整備業用設備	15	飲食店用設備	8		
その他	機械式駐車設備	10	その他のサービス業用設備	12	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13		
			前掲の区分によらないその他の設備で主として金属製のもの	17	前掲機械、装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	8		
3 船舶	モーターボート	4	ボート、ヨット	5	和船	8		
4 航空機	飛行機（金属造）	5~10	ヘリコプター	5	グライダー	5		
5 車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車（金属製のもの）	7	台車（その他のもの）	4		
6 工具及び備品	工具	金型	2	切削工具	2	治具及び取付工具	3	
		測定又は検査工具	5					
	器具及び備品	事務機・いす（金属製）	15	自動販売機、両替機	5	広告器具（金属製）	10	
		//（その他）	8	インターホン、放送設備	6	//（その他）	5	
		応接セット（接客業用）	5	電話設備、通信機器	10	金庫（手投げ金庫）	5	
		//（その他）	8	試験、測定機器	5	//（その他）	20	
		陳列棚、ケース（冷凍機付）	6	カメラ、映写機、望遠鏡	5	理容美容機器	5	
		//（その他）	8	空撮用ドローン	5	レントゲン（移動式・救急医療用）	4	
		テレビ、ステレオ等音響機器	5	写真制作機器	8	//（その他）	6	
		冷暖房用機器	6	看板、ネオンサイン	3	歯科診療用ユニット	7	
		電気冷蔵庫、洗濯機	6	焼却炉	5	ドラムかん、コンテナーその他の容器	7	
		その他電気ガス機器	6	電子計算機	パーソナルコンピュータ	4	大型コンテナー（長さが6m以上のものに限る）	7
		複写機、計算機	5		サーバー用のもの	5	その他のもの（金属製のもの）	3
		レジスター、タイムレコーダー	5		//（その他）	5	//（その他のもの）	2

10. 申告が不要な資産について

申告が不要な資産について、代表的なものを以下のとおり記載します。複雑な部分もありますので、誤った申告にならないようによく確認し、わからないことがあれば問い合わせてください。

(1) 事業用の建物

事業用の建物は家屋として固定資産税の課税対象ですので、確定申告において減価償却資産として計上していたとしても、申告が不要です。ただし、ビニールハウスや基礎が組み立てられていないプレハブなどは家屋と見なされず、償却資産として固定資産税の課税対象ですので、申告が必要です。

(2) 天井埋込式エアコン・パッケージエアコン等の業務用エアコン

家庭向けのいわゆるルームエアコンを事業に用いている場合は申告が必要ですが、いわゆる業務用エアコン（家屋と構造上一体となっているもの）については申告が不要です。

	業務用エアコン	ルームエアコン
形状・種類		
固定資産税(償却資産)	× 対象外	○ 対象

注意！ 自分で所有している建物ではなく、借家（テナント）に設置している場合は、上記のような業務用エアコンでも申告が必要です。




(3) 建物屋内の工事(内装工事、電気設備工事、空調工事、給排水衛生設備工事等)

建物屋外の工事（建物に含まれないような工事）については申告が必要ですが、建物屋内の工事（建物に含まれるような工事）については申告が不要です。

注意！ 自分で所有している建物ではなく、借家（テナント）の場合は、建物屋内の工事でも申告が必要です。また、特定の生産又は業務用設備に関する工事の場合も申告が必要です。

(4) 小型特殊自動車用のアタッチメント（ローリー、モア、ハロー等）

小型特殊自動車用のアタッチメントについても、申告が不要です。

	トラクター等のアタッチメント	歩行型	乗用型 (小型特殊自動車)
形状・種類			
軽自動車税	× 対象外	× 対象外	○ 対象
固定資産税(償却資産)	× 対象外*	○ 対象	× 対象外

注意！ トラクターやフォークリフト等を自分では所有しておらず、小型特殊自動車用のアタッチメントだけを所有している場合は申告が必要です。